

都市計画道路星田駅前線街路事業及び小川排水路整備包括支援業務委託
簡易公募型プロポーザル実施要領

令和2年5月25日

交野市都市計画部

1. 業務の目的

本業務は、星田北地区・星田駅北地区の土地区画整理事業の推進のため、区域外整備について総合的に支援並びに排水路の詳細設計を行うことを目的とする。

区域外整備については、道路築造と排水路整備があり、令和4年度までの完成を目指しており、今年度は用地取得並びに水路の詳細設計を行い、令和3年度早々の工事発注のための準備を見込んでいる。

2. 業務内容

都市計画道路星田駅前線街路事業及び小川排水路整備包括支援業務委託 1式

※詳細については別紙特記仕様書のとおり

3. 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、募集開始日において次に掲げる事項をすべて満たす者とする。また、募集開始日から委託候補者の特定日までに下記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は資格なしとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 交野市の入札参加資格者指名停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び県税、市税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 契約候補者となった場合、自らその業務を実施する者であること。
- (6) 交野市暴力団排除に関する条例(平成24年交野市条例第31号)の規定に該当しないこと。
- (7) 本プロポーザル参加表明書提出期限日までに、本社、支店等が、令和2年度の交野市入札参加有資格者名簿[建設コンサルタント等]の[(河川・砂防及び海岸・海洋)又は(下水道)及び(施工計画・施工設備及び積算)]並びに[補償コンサルタント(総合補償部門又は補償関連部門を含む2部門(事業損失、物件、土地評価に限る))]に登録されている業者であること。
- (8) 大阪府内に本店または支店(営業所)があること。
- (9) 募集開始日時点で、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が指定した審査機関にてプライバシーマークの認定または、「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認証(ISO27001)」を取得していること。
- (10) 参加表明する企業は、平成22年4月1日以降、募集開始日までに完了した官公庁(国、地方公共団体、公社、及び独立行政法人等)発注の業務で元請として「公共事業等における補償調査、用地取得交

渉、河川・砂防又は下水道詳細設計、発注者支援(発注者支援業務、用地補償総合技術業務)に関する業務」の全ての業務実績を有する者であること。

(11) 配置予定技術者の資格要件は特記仕様書の業務体制等のおとりとする。

5. 委託上限額

本業務の委託上限額は、36,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)までとする。

※この金額は契約(予定)金額を示すものではありません。

また、提案見積額は、この上限を超えないものとします。

6. 公募書類の配布

企画提案に係る各種資料の配布を次の通り実施する。

(1) 配布期間

令和2年5月25日(月)から令和2年6月1日(月)まで

(2) 資料配布方法

交野市ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/tosikeikakubu/dai2endou/>)より必要書類をダウンロードすることにより配布する。

7. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとします。

(1) 提出期限

令和2年6月1日(月)17時までに必着(土日・祝日を除く9時から17時まで)

(2) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 企業等概要書(様式第2号)
- ③ 企業等の業務実績(様式第3号)
- ④ 配置予定技術者の経歴調書(管理技術者)(様式第4号)
- ⑤ 配置予定技術者の経歴調書(担当技術者)(様式第5号)
- ⑥ 関連資料(企業等業務実績及び配置予定技術者の保有資格)

ア 一般財団法人日本建築情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」におけるTECRIS完了登録業務カルテ受領書又は登録内容確認書(完了登録)の写しを提出して下さい。また、TECRIS完了登録業務カルテ受領書又は登録内容確認書(完了登録)の写しだけで業務内容が判断できない場合は業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を提出して下さい。

TECRIS完了登録業務カルテ受領書又は登録内容確認書(完了登録)の写しがない場合は、契約

書の写し、TECRIS登録業務カルテ受領書(契約登録、変更登録、訂正登録)又は登録内容確認書(契約登録、変更登録、訂正登録)の写しを提出し、かつ業務内容が判断できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を提出して下さい。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を提出して下さい。

また、合併又は社名変更等を行っている場合は、商号又は名称が確認できる資料(商業登記簿等)を提出して下さい。

イ 配置予定技術者の保有する資格を証明する書類(資格者証又は合格証明書等(資格を証明するために必要な場合は、実務経験を確認できる経歴書等)の写し)を提出すること。

また、配置予定技術者の実務経験内における国、地方公共団体からの表彰歴がある場合、それがわかる資料(表彰状の写しなど)を提出すること。

ウ 提案者と配置予定技術者の3ヶ月以上の直接的な雇用関係がわかる書類(保険証の写しなど)を提出すること。

⑦ 登記簿謄本【登記全部事項証明書】(写し可、直近3カ月以内)

⑧ 国税及び地方税の納税証明書(写し可、直近3カ月以内)

⑨ 交野市測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格審査申請書の受理票(写)

(3) 提出部数

提出部数は、正1部、副1部とします。(ただし、(2)提出書類⑦は正のみ)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は送達が可能である書留等に限ります。)

(5) 提出先

「14. 事務局」に同じ。

(6) 応募申込み後に応募を取下げする場合には、参加辞退届(第9号様式)を提出して下さい。

8. 本実施要領等に関する質問及び回答

参加表明に関する質問及び回答は次のとおりとします。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施(本実施要領及び特記仕様書の内容)に関する質問については、質問書(様式第6号)に記載し、「14. 事務局」宛に電子メールにて送信し、着信確認の電話連絡を行って下さい。

メールの件名は「プロポーザルに関する質問書送付(企業名)」とします。

(2) 受付期間

令和2年5月25日(月)から令和2年6月1日(月)まで(土日・祝日を除く9時から17時まで)

(3) 回答方法

質問への回答は、質問回答書(様式第7号)にて、令和2年6月4日(木)17時以降に参加表明書提出者全員に電子メールにて返信します。

但し、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答しな

い場合があります。

(4) その他

- ① 電話並びに口頭による質問、応募者数や審査基準等に関する質問及び受付期間を過ぎた質問は、一切受け付けません。
- ② 質問内容について、不明な点がある場合は、質問者に対し事務局から、電話等で確認を行うことがあります。
- ③ 同内容の質問があった場合は複数件をまとめて回答します。

9. 参加資格確認結果の通知

提出された書類について「**4. 参加資格要件**」に基づき審査を行い、参加の可否を決定し、**令和2年6月8日(月)**に通知書の写しを電子メールで送付すると共に、参加表明書(様式第1号)に記載された所在地宛に参加資格確認通知書(様式第8号)を郵送にて送付します。

(1) 参加者が3者以上の場合の取扱い

参加表明書提出者が3者以上の場合には、「別紙 都市計画道路星田駅前線街路事業及び小川排水路整備包括支援業務委託に係る簡易公募型プロポーザル評価基準表」の「業務実績」及び「業務実施体制」を審査し、上位2者を選出します。

(2) 参加者が2者以下の場合の取扱い

参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、「都市計画道路星田駅前線街路事業及び小川排水路整備包括支援業務委託簡易公募型プロポーザル選定委員会」にて事業者の技術提案書を総合的に判断します。

(3) 参加資格の喪失

参加資格確認通知書の交付後において、通知を受けた者が下記のいずれかに該当する場合には、本件の参加資格を喪失するものとします。

- ① 「**4. 参加資格要件**」で示す、資格要件を満たさなくなった時点。
- ② 「**7. 参加表明書の提出**」(2)で示す提出書類一式に虚偽の記載があったとき。

(4) 参加の辞退

参加資格確認通知書の交付後において参加を辞退する場合には、参加辞退届(様式第9号)を提出して下さい。

10. 技術提案書の提出

参加資格有の通知を受けた者は、技術提案書等を提出して下さい。

(1) 提出期限

令和2年6月15日(月)17時までに必着 (土日・祝日を除く9時から17時まで)

(2) 提出書類

- ① 技術提案届出書(様式第10号)
- ② 技術提案書表紙(正本)(様式第11-1号)
- ③ 技術提案書表紙(副本)(様式第11-2号)
- ④ 業務実施体制表(様式第12-1号及び様式第12-2号)

配置予定技術者以外に提案者と直接的な雇用関係がある担当者を配置する場合は、必ず氏名等を記載して下さい。

- ⑤ 評価テーマに対する技術提案(様式第13号)

評価テーマ1 : 用地取得の円滑化・迅速化を図るための方策について有益な体制又は手法についての提案

評価テーマ2 : 土地区画整理事業と区域外工事を円滑に連携して進めるための提案
枚数は、③技術提案書とは別に、各テーマ2ページ以内とします。

- ⑥ 参考見積書(任意様式)

消費税及び地方消費税を含む金額とします。また、積算内訳が判別できるように出来る限り詳細に示した内訳書等を添付して下さい。

(3) 提出部数

提出部数は、(2)提出書類の内、正本は①、②、④～⑥を各1部、副本は①を1部及び③～⑥を各9部とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は送達が可能である書留等に限りです。)

※データでの提出は不可。

(5) 提出先

「14. 事務局」に同じ。

(6) 参考見積

参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、特記仕様書に記載されている業務項目に対応する見積もり項目が不足している場合は、特定しません。

(7) 留意事項

- ① 技術提案は、A4判縦用紙、横書き、片面、左綴、カラー印刷を基本としますが、図形などの見易さを考慮してA3版を使用する場合は、A4版に織り込んで下さい。(但し、A3版資料については2ページと見なす。)それ以外の書類は、A4版とします。また、文字ポイントは10.5ポイント以上とします。(図表等に含まれる文字等を除く。)
- ② 技術提案書等の正本及び副本には、それぞれに技術提案書表紙(様式第11-1号及び第11-2号)を添付して下さい。
- ③ (2)提出書類の副本③～⑥の9部には、会社名を特定できる文言(所在地、商号又は名称、代表者名、等)を記入しないで下さい。
- ④ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認めます。(追加、修正は持参のみに限りです。)

- ⑤ 1事業者1件の提案とし、複数の提案は認めません。
- ⑥ 期限までに技術提案書の提出がなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものと見なします。
- ⑦ 提出のあった技術提案書等の内容に関して選定の過程で疑義が生じた場合は、提出期限後、必要に応じて本市から疑義事項の照会及び確認を行います。
- ⑧ 技術提案書の書類審査において質問等実施しませんので、書類作成にあたり留意ください。

11. 技術提案書の書類審査及び選定

技術提案書の提出のあった提案者に対し、提出された提案書に基づく、書類審査を行います。書類審査の概要は以下のとおりとします。

(1) 審査及び評価基準

- ① 評価は選定委員会(5名)による下記に定める評価項目の評価点をもとに行います。
- ② 評価項目は別紙「評価基準表」のとおりです。
- ③ 点数については、選定委員一人あたり1,000点満点、合計5,000点満点とします。
- ④ 最低基準点は、2,500点とします。

(2) 受託候補者の特定

- ① 提出された技術提案書等の審査を実施し、最優秀となった提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた手続きを行います。
- ② 受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から、点数の高い者の順に最優秀及び次点を選定します。
- ③ 最優秀を受託候補者として特定した場合は、次点にその旨を連絡します。
- ④ 提案者が1者であっても、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しません。
- ⑤ 最優秀受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとします。受託候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止(交野市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。)または契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とします。

(3) 結果の通知

審査結果は、各提案者に選定結果通知書(様式第14号)で通知します。なお、選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立は受け付けません。

(4) 結果の公表

審査結果の公表は以下の項目とします。

- ① 業務名称
- ② 最優秀受託候補者名
- ③ プロポーザル採点結果(最優秀受託候補者のみ)

12. 契約

受託候補者の特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとしします。

(1) 契約金額の決定

契約金額は、「5. 委託上限額」で示す総額の範囲内であって、提出された参考見積書の金額を超えないものとしします。

(2) 契約締結日

契約締結日は契約に係る協議で決定するものとししますが、令和2年6月下旬を予定しています。

(3) その他

- ① 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、実施業務の内容及び仕様書については、協議の上、定めるものとしします。
- ② 最優秀受託候補者が辞退した場合は、審査結果において、次点の者を受託候補者としします。

13. その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び参加資格の確認がされなかった者は、技術提案書を出できないものとしします。
- (2) 参加表明書等及び技術提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担としします。
- (3) 提出された参加表明書等は返却しません。なお、提出された参加表明書等は、参加資格の確認及び受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。
- (4) 提出された技術提案書等は受託候補者の選定の有無にかかわらず返却しません。また、提出された技術提案書等は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 参加表明書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書等及び技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあります。また、提出された参加表明書等及び技術提案書等が以下のいずれかに該当する場合は、原則として、その参加表明書等及び技術提案書等を無効としします。
 - ① 参加表明書及び技術提案書等の全部又は一部が提出されていない場合
 - ② 参加表明書及び技術提案書等と無関係な書類である場合
 - ③ 他の業務の参加申込書及び技術提案書等である場合
 - ④ 白紙である場合
 - ⑤ 参加表明書及び技術提案書等の記載に誤りがある場合
 - ⑥ その他未提出又は不備がある場合
- (6) 参加表明書及び技術提案書等の提出期限後において、原則として参加表明書等及び技術提案書等に記載された内容の変更及び資料の追加提出は認めません。なお、提出者側に起因しない事象によって発注者側から別途指示のあった場合はこの限りではありません。また、参加表明書及び技術提案書等に

記載した配置予定技術者は、原則として変更出来ません。但し、契約後、病休、死亡又は退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければなりません。

- (7) 特定された受託候補者が提出した技術提案書等の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとします。
- (8) 受託候補者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (9) 災害事故等やむを得ない事由等により、本業務を実施することが出来ないと認められる場合は、本業務を停止、中止することがあります。なお、この場合において、当該技術提案に要した費用を本市に請求することはできないものとします。
- (10) 本プロポーザルの手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- (11) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負いません。
- (12) 個人情報の取扱いは、交野市個人情報保護条例(昭和63年条例第10号)に従い、参加申込者から提供された技術者の個人情報は、本業務の実施に必要な範囲内でのみ用いることとし、他の用途には用いません。
- (13) 技術提案書等に記載された内容は、他に明記がない場合は委託後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとします。

14. 事務局

本プロポーザルの実施は、交野市 都市計画部 第二京阪道路沿道まちづくり推進室で行うものとします。

住所: 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

電話: 072-892-0121(代)

FAX: 072-893-2636

E-mail: dai2-endou@city.katano.osaka.jp

以 上